

# 外国送金をお取組みするお客さまへのご依頼

平素より当行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて当行では、我が国における「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁措置を厳正に履行するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止にかかる世界的な対策強化の観点から、お客さまとの外国送金取引におきましては下記の確認書面のご提示をお願いしております。

また、お取組みする外国送金の内容によっては、確認書面のご提示やご説明を頂いた場合でも、ご送金をお断りさせて頂く場合がございますので、予めご理解の程お願いいたします。

お客さまにおかれましては、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

## 【ご提示を依頼させて頂く書類】

### 1. ご送金の原資を確認できる書類

＜当行口座で原資となる給与振込や年金受取が確認できる場合＞

- 当行通帳

＜当行口座で上記の確認ができない場合や当行口座がない場合＞

- 原資となる給与振込や年金受取が確認できる他行通帳・収入証明書 など

### 2. ご送金の目的を確認できる書類

- (商品代金の場合) 契約書・請求書・見積書 など
- (医療費・学費・旅費・不動産購入などの支払の場合) 契約書・請求書 など
- (貸付・返済などの場合) 融資契約書 など

### 3. ご本人さまであることを確認できる書類

- (個人の場合) 運転免許証・在留カードなどの顔写真付の本人確認書類
- (法人の場合) 登記事項証明書 など ※ほか来店者さまの本人確認書類

### 4. その他(マイナンバーを確認できる書類)

- (個人の場合) 個人番号カード・通知カード など
- (法人の場合) 法人番号通知書・法人番号印刷書類 など

◆その他にも外国送金の取引内容について、追加の確認書面のご提示やご説明をお願いさせて頂く場合がございますので、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

以上